SBI-Man リキッド・トレンド・ファンド
（愛称：リキッド・トレンド）

追加型投信／内外／資産複合／特殊型（絶対収益追求型）

投資信託説明書（請求目論見書）

本書は金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。
課税上は株式投資信託として取扱われます。

2026 年 10 月 16 日

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社

SBI-Man リキッド・トレンド・ファンド
（愛称：リキッド・トレンド）

1. 本投資信託説明書（請求目論見書）により行う本ファンドの募集については、発行者である委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年10月15日に関東財務局長に提出しており、2026年10月16日にその効力が生じております。

委託会社における照会先
ＳＢＩアセットマネジメント株式会社
電話番号03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
ホームページアドレスhttps：//www.sbiam.co.jp/

2. 本投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき投資者が本ファンドの受益権を取得する時までに投資者から請求があった場合に交付を行う目論見書です。
3. 本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

＜目次＞

第一部　証券情報 1
第二部　ファンド情報 4
　第１　ファンドの状況 4
　第２　管理及び運営 32
　第３　ファンドの経理状況 39
　第４　内国投資信託受益証券事務の概要 53
第三部　委託会社等の情報 54
　第１　委託会社等の概況 54
信託約款

発行者名	ＳＢＩアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長　谷一　司
本店の所在の場所	東京都港区六本木一丁目６番１号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

SBI-Man リキッド・トレンド・ファンド

（以下「本ファンド」という場合があります。）

愛称として「リキッド・トレンド」という場合があります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

本ファンドの当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるＳＢＩアセットマネジメント株式会社（以下「委託者」または「委託会社」という場合があります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

（ⅰ） 基準価額の算出方法

「基準価額」とは、信託財産に属する資産（借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、基準価額は、便宜上１万口当たりで表示される場合があります。

（ⅱ） 基準価額の算出頻度・照会方法等

基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（１万口当たり）は販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されています。

委託会社における照会先：

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社
電話番号 03－6229－0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ　https://www.sbiam.co.jp/

（５）【申込手数料】

購入価額に、3.3％（税抜3.0％）を上限として販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、前記（４）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

＊申込手数料には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額が課されます。

※「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

（注） 申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

（６）【申込単位】

・分配金の受取方法により、お申込には2つの方法があります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）

・お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。（当初1口＝1円）

① 分配金受取コース

② 分配金再投資コース

再投資される収益分配金については1口単位とします。

取得申込に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（取扱販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。なお、前記（４）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

（７）【申込期間】

2026年10月16日（金曜日）から2027年4月15日（木曜日）まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

委託会社の指定する販売会社においてお申込みの取扱いを行います。

販売会社は、前記（４）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

（９）【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までにお申込金額を販売会社に支払うものとします。詳細については販売会社にお問い合わせください。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加設定を行う日に販売会社より委託会社の口座を経由して受託会社のファンド口座に払込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

お申込代金について、取得申込者はお申込みの販売会社に支払うものとします。

販売会社については前記（４）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

① お申込みの方法等

（ⅰ）受益権取得申込者は、販売会社との間で証券投資信託の取引に関する契約に基づいて、取引口座の開設を申込む旨のお申込書を提出します。

（ⅱ）前記（ⅰ）の定めは、本ファンドの当初の設定にかかる委託会社自らの受益権の取得の場合には適用しません。

（ⅲ）本ファンドには、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取コース」と、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」があります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。）

（ⅳ）「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資契約」にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします。

② 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③ 申込の受付の中止、すでに受付けた取得申込の受付の取消し

委託会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消すことができます。

なお、取得申込みの受付が中止または取消しされた場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び前記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とはファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

この投資信託は、国内外の投資信託証券へ投資することにより、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

②ファンドの基本的性格

■ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人資産運用業協会が定める商品分類において、「追加型投信／内外／資産複合／特殊型（絶対収益追求型）」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でご覧ください。

◎商品分類

ファンドの商品分類は「追加型投信／内外／資産複合／特殊型（絶対収益追求型）」です。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
追加型投信	海外	債券	
	内外	不動産投信	
		その他資産 （　　）	特殊型 （絶対収益追求型）
		資産複合	

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
特殊型 （絶対収益追求型）	目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。

◎属性区分

ファンドの属性区分

投資対象資産	その他資産 （投資信託証券（資産複合（株価指数先物　債券　債券先物　金利先物　為替先渡　コモディティ先物）））
決算頻度	年2回
投資対象地域	グローバル（日本を含む）
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	なし
特殊型	絶対収益追求型

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 （　　） 不動産投信	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル （日本を含む） 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ	あり なし	
その他資産 （投資信託証券（資産複合（株価指数先物　債券　債券先物　金利先物　為替先渡　コモディ					絶対収益追求型

ティ先物）））					
資産複合					

※属性区分の投資対象資産に記載している「その他資産」は、投資信託証券（資産複合（株価指数先物　債券　債券先物　金利先物　為替先渡　コモディティ先物））です。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分の定義

該当区分	区分の定義
その他資産（投資信託証券（資産複合（株価指数先物　債券　債券先物　金利先物　為替先渡　コモディティ先物）））	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする
年２回	目論見書または信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル（日本を含む）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中に日本を含みます。
ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人資産運用業協会「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
絶対収益追求型	投資元本に対する利益を追求する投資信託のこと。必ず収益を上げるという意味ではない。株式や債券などの買い(ロング)と売り(ショート)を組み合わせる運用手法を用いる。一般的に、市場動向には左右されにくいものの、運用者の運用能力が運用成果の重要な要因になるとされている。

③ファンドの特色

1 英国マン・グループのAHLパートナーズLLP（以下「マンAHL」ということがあります。）が運用を行うアイルランド籍投資法人「Man Funds XVI ICAV」のサブファンドである円建て外国投資信託証券「Man AHL Trend Core－日本円クラス（ヘッジなし）」（以下「外国投資信託」ということがあります。）への投資を通じて、実質的に先進国および新興国の多様な資産に投資します。

- 先進国および新興国の株価指数先物取引、債券投資、債券先物取引、金利先物取引、為替先渡取引およびコモディティ先物取引等を活用し、幅広い資産を実質的な主要投資対象とします。
- 国内の証券投資信託である「Shinseiショートターム・マザー・ファンド」（以下「マネーファンド」ということがあります。）受益証券にも投資します。

2 通常の状況においては外国投資信託の組入を中心とした運用を行いますが、組入比率には特に制限を設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとします。

3 保有する外貨建て資産について、当該外国投資信託または本ファンドで為替ヘッジは行いません。なお、外国投資信託において、ヘッジ目的以外で為替取引を行うことがあります。

4 本ファンドの運用にあたっては「SBI-Manアセットマネジメント株式会社」の投資助言を受けます。

SBI-Manアセットマネジメント株式会社

「我が国の資産運用の高度化」、「オルタナティブ投資の民主化」を推進することを目的に、SBIグループと英国マン・グループの合弁会社として2024年5月22日に設立されました。
国内の資産運用会社に、マン・グループが運用する高度なオルタナティブ投資戦略について、運用の特長・優位性、過去のトラックレコード（リターンやリスクの特性）、業界他社商品との比較、リスク管理手法、販売戦略等に関する助言を行っています。

投資対象市場　流動性の高いデリバティブ（先物・先渡）を使って世界の株式、債券・金利、商品、通貨に分散投資を行います。

国 債	ドイツ国債（5年）	ドイツ国債（10年）	英国債（10年）	米国債（5年）	米国債（10年）	米国債（20年）	米国債（30年）
通貨（対米ドル）	オーストラリアドル	カナダドル	ユーロ	日本円	ニュージーランドドル	スイスフラン	イギリスポンド
株 式	DAX指数	ユーロストックス指数	FTSE100指数	TOPIX指数	Nasdaq100指数	Russell2000指数	S&P500指数
商 品	ブレント原油	WTI原油	金	銀	銅	現在は上記26市場ですが、将来変更されることもあります。	

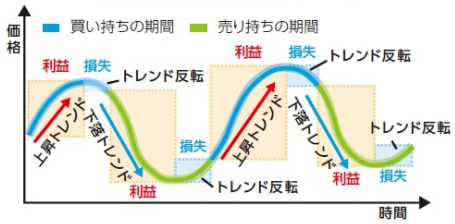
外国投資信託の運用

外国投資信託の運用は、マン・グループのマンAHLが運用します。

1. 100%システム（コンピューター）運用

◆独自のシステムを用い、複数の「移動平均モデル」を組み合わせて上昇トレンド、下落トレンドを捕捉することを目指します。
◆上昇トレンドを捕捉すると「買い持ちポジション」を構築し、下落トレンドを捕捉すると「売り持ちポジション」を構築することから、理論的には市場が上がっても下がっても利益の追求が可能です。

【運用戦略の損益イメージ】



実際の投資判断では過去の膨大なデータを定量的に分析することによって各市場、各局面で効果的にトレンドを捕捉することができる移動平均線を複数選択し、それらを組み合わせることでモデルの予見性・的確性を高めます。なお、市場にトレンドが形成されない（上下動を繰り返す）場合、トレンドの転換点には損失を出すことも考えられます。

これらはイメージであり、実際の相場の動き、
システムによる投資判断によってはこの通りにならないことがあります。

2. 伝統資産との低い相関

◆「リキッド・トレンド」はマンAHLが長い実績を誇るトレンド・フォローモデルをもとに開発した新しい戦略で、日本株式、世界株式、米国株式、REIT、債券などの伝統資産との相関性の低い運用を目指します。

3. 市場の大幅下落局面でも獲得の可能性

◆「リキッド・トレンド」は下落トレンドが明確に出やすい「市場の大幅下落局面」で収益を獲得する可能性が高まります。

◆26市場に分散投資していること、上昇トレンドでも下落トレンドでもプラスのリターンを目指す運用を行っていることが、一部市場の大幅下落局面でも相対的に堅調なパフォーマンスをあげることにつながっています。

ファンドの実質的な運用会社 マンAHL

■ 1987年に設立され、債券、株式、為替、商品等を対象とするトレンド・フォロー戦略／クオンツマルチ戦略のパイオニアとして30年以上の運用実績を有します。1989年にマン・グループの傘下に入りました。

■ 120名を超える研究者（数学、物理学博士等）を擁し、優れたリサーチ体制、先進的なトレーディングテクノロジーによって運用パフォーマンスの向上を目指します。

■ 2007年にオックスフォード大学と共同で研究機関Oxford-Man Instituteを設立し、アカデミアとビジネスの融合を通して高度な運用戦略・運用手法の開発に取り組んでいます。

■ 運用資産残高:576億ドル（約9兆円）（2026年6月末時点;1米ドル=162.32円）

マン・グループ

■ マン・グループは、ロングオンリー戦略とヘッジファンド戦略及びプライベートマーケットにおける先進的かつ革新的投資機会を提供する資産運用会社です。

■ 傘下の運用マネジャーを通じて、広範な地域／資産クラスを対象に定量および定性の様々な投資手法による戦略を展開しています。

■ 世界中の調査拠点、確立されたリスク/オペレーション・インフラ、最近のテクノロジーと強固な財務基盤を活用します。

■ ロンドンに本社を置き、世界の主要都市に拠点を構えます。

■ 運用資産残高2,536億ドル（約41兆円）（2026年6月末時点;1米ドル=162.32円）

出所：マン・グループのデータベース。

追加的記載事項

組入れ投資信託証券の概要

ファンド名	Man Funds XVI ICAV-Man AHL Trend Core Class A (JPY) (Unhedged)
形態	アイルランド籍/外国投資信託証券/円建て
投資方針	中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
投資対象	AHLパートナーズLLPが運用を行う、AHL Trend Core Master Limited (以下、マスターファンド)を主要投資対象とします。
投資態度	①マスターファンドへの投資を通じて、マンAHL独自のシステムを用いた戦略を活用し、信託財産の成長を目指します。 ②マスターファンドの運用にあたっては、以下の方針を基本とします。 ・投資運用会社独自の数量モデル「AHLトレンド・コア戦略」(以下、当戦略)に基づき、デリバティブ取引を積極的に活用します。 ・当戦略は、流動性の高い先物市場等におけるトレンドから利益を得ることを目的とします。 ・当戦略では、特に流動性の高い世界各国の株価指数、債券、商品等の先物取引および為替先渡取引等を行います。 ・当戦略では、市場のトレンドの方向性に応じて、ロング・ショートのポジションを構築し、市場環境に応じてエクスポージャーを増減させます。 ③デリバティブ取引において、レバレッジを活用します(ただしフィーダーファンドにおいてグロスのレバレッジは純資産総額の200%以内とします)。 ④資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。
投資制限	・ファンドの純資産総額を超える有価証券(先物等のデリバティブ取引は制限に含みません)の空売りは行いません。 ・ファンドの純資産総額の10%を超える借入れは行いません。 ・目標ボラティリティを15%とします。
管理報酬等	純資産総額の年0.58%程度 上記の他、事務コスト、監査コスト、デポジタリーフィー等を負担します。
分配方針	行いません。
決算日	毎年12月31日
管理会社	Man Asset Management (Ireland) Limited
投資運用会社	AHL Partners LLP
デポジタリー	The Bank of New York Mellon SA
管理事務代行会社	BNY Mellon Fund Services (Ireland) DAC

ファンド名	Shinsei ショートターム・マザー・ファンド
形態	親投資信託
運用方針	安定運用と流動性の確保を図ることを目的として運用を行います。
信託期間	原則として無期限(設定日:2018年7月27日)
受託銀行	三菱UFJ信託銀行株式会社
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社

④信託金の限度額

・1兆円を限度として信託金を追加することができます。

・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの沿革】

2024年8月16日　　信託契約締結、本ファンドの設定・運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

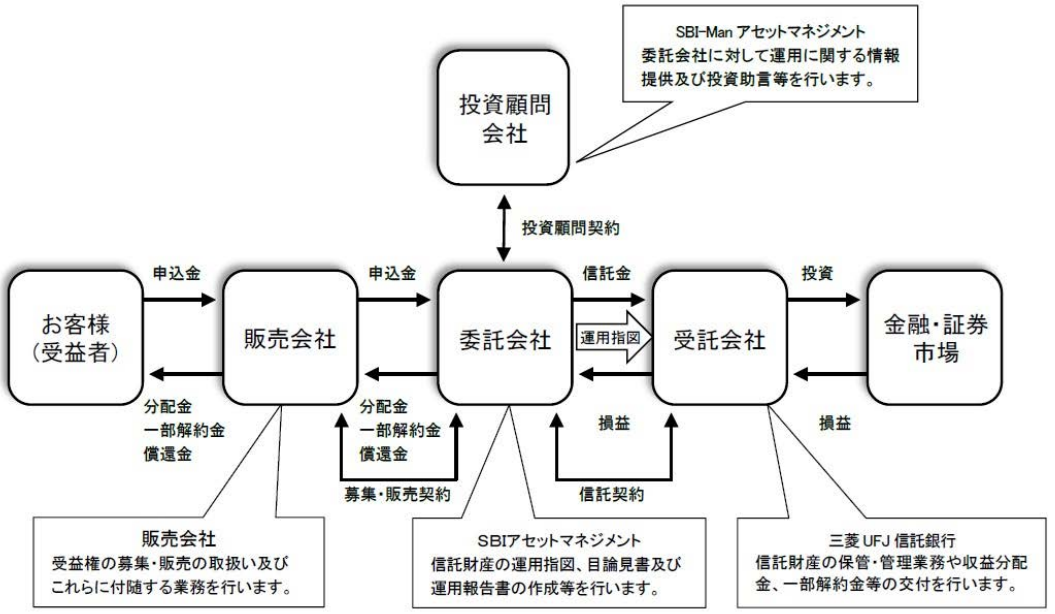
本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金を複数の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。



(*)Man AHL Trend Core−日本円クラス(ヘッジなし)はアンブレラファンドであるMan Funds XVI ICAVのサブファンドです。

②委託会社及び本ファンドの関係法人との契約等の概要



(注)受託会社は、業務の一部を再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託しています。

③委託会社の概況（2026年7月末日現在）

（ｉ）資本金

4億20万円

（ii）沿革

委託会社は、投資運用業務（投資信託の委託者としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務）及び投資助言業務（投資顧問契約に基づく助言業務）を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。2002 年 5 月 1 日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更しました。

2005 年 7 月 1 日には、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社に商号変更しました。

2006 年 8 月 2 日には、委託会社の親会社（現ＳＢＩホールディングス株式会社）の主要株主であるソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）の子会社が、現ＳＢＩホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、ＳＢＩグループの一員となりました。

2019 年 12 月 20 日には、委託会社の全株式をＳＢＩアセットマネジメント・グループ株式会社（ＳＢＩＡＭＧ）が、モーニングスター株式会社より取得しました。ＳＢＩＡＭＧはモーニングスター株式会社傘下の資産運用会社を統括する中間持株会社です。

2022 年８月１日に、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社、ＳＢＩボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、ＳＢＩ地方創生アセットマネジメント株式会社の３社合併をしました。なお、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承しました。

2022 年 10 月１日には、モーニングスター株式会社がＳＢＩＡＭＧを吸収合併したことにより、モーニングスター株式会社は過半数を超える筆頭株主となりました。なお、同社は 2023 年 3 月 30 日に、ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

2023 年 4 月 1 日に、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併しました。なお、商号はＳＢＩアセットマネジメント株式会社を継承しました。

1986 年 8 月 29 日	日債銀投資顧問株式会社として設立
1987 年 2 月 20 日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第 4 条にかかる登録
1987 年 9 月 9 日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第 24 条 1 項の規定に基づく投資一任契約業務の認可
2000 年 11 月 28 日	証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第 6 条の規定に基づく証券投資信託委託業の認可
2001 年 1 月 4 日	あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号変更
2002 年 5 月 1 日	ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
2005 年 7 月 1 日	ＳＢＩアセットマネジメント株式会社に商号変更
2007 年 9 月 30 日	金融商品取引法等の施行により同法第 29 条の規定に基づく金融商品取引業者の登録（関東財務局長（金商）第 311 号）

2022年８月１日　　ＳＢＩアセットマネジメント株式会社、ＳＢＩボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、ＳＢＩ地方創生アセットマネジメント株式会社の３社合併。ＳＢＩアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承。

2023年４月１日　　ＳＢＩアセットマネジメント株式会社は、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併。ＳＢＩアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承。

（ⅲ） 大株主の状況

株　主　名	住　　所	所有株数	所有比率
ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,378,823株	97.90％
ＰＩＭＣＯ　ＡＳＩＡ ＬＩＭＩＴＥＤ	Suite 2201,22nd Floor, Two International Finance Centre, 8 Finance Street,Central,Hong Kong	29,507株	2.1％

２【投資方針】

（１）【投資方針】

１．基本方針

この投資信託は、国内外の投資信託証券へ投資することにより、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

２．運用方法

(ⅰ)投資対象

世界各国（新興国を含みます。）の株価指数、債券・金利、通貨、コモディティ等を実質的な主要投資対象とします。

(ⅱ)投資態度

① 本ファンドは主として、アイルランド籍投資法人「Man Funds XVI ICAV」のサブファンドである円建外国投資信託証券「Man AHL Trend Core－日本円クラス（ヘッジなし）」（以下「外国投資信託」ということがあります。）への投資を通じて、先進国および新興国の株価指数先物取引、債券投資、債券先物取引、金利先物取引、為替先渡取引およびコモディティ先物取引等を活用し、幅広い資産を実質的な主要投資対象とします。なお、国内の証券投資信託である「Shinsei ショートターム・マザー・ファンド」（以下「マネーファンド」ということがあります。）受益証券にも投資します。

② 通常の状況においては外国投資信託の組入を中心とした運用を行いますが、組入比率には特に制限を設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとします。

③ 外国投資信託で保有する外貨建て資産について、当該外国投資信託または本ファンドで為替ヘッジは行いません。なお、外国投資信託において、ヘッジ目的以外で為替取引を行うことがあります。

④ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

○ 投資先ファンドは、ファンドの運用方針達成のため、投資先ファンドの具体的な投資先および投資手法等を考慮して選定しております。

（２）【投資対象】

①　投資の対象とする資産の種類(信託約款第16条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ 有価証券

ロ 金銭債権

ハ 約束手形

２．次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

②　運用の指図範囲等(信託約款第17条第１項)

委託会社は、信託金を、主として「Man AHL Trend Core－日本円クラス（ヘッジなし）」およびＳＢＩアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とする「Shinsei ショートターム・マザー・ファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパー及び短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。）

４．外国法人が発行する譲渡性預金証書

５．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、３．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

③　金融商品の指図範囲(信託約款第17条第2項)

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

④　前記②の規定に関わらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③１.から４.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

① 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

② 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

最高運用責任者は、組織規程の運用部門の長とします。

③ 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

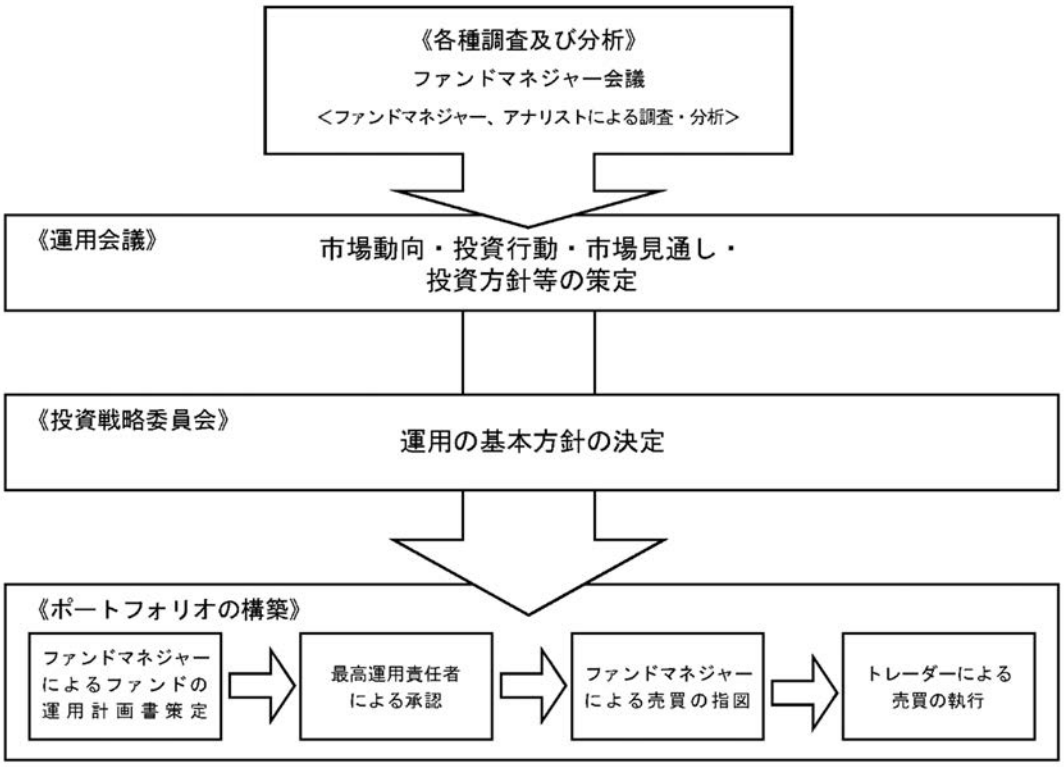
④ 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

⑤ パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。



コンプライアンス部長がファンドに係る意思決定を監督します。

＜受託会社に対する管理体制＞

受託会社（再信託先を含む）に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行い業務遂行状況を確認しています。また、受託会社より内部統制の整備及び運用状況の報告書を受け取っています。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年２回決算（毎年１月と7月の各15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。

③ 収益分配に充当せず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（注） 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

（５）【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限にしたがいます。

① 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

（ⅰ） 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

（ⅱ） 株式への直接投資は行いません。

（ⅲ） 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

（ⅳ） デリバティブの直接利用は行いません。

（ⅴ） 一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

② 信託約款上のその他の投資制限

（ⅰ） 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第20条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（ⅱ） 外国為替予約取引の指図及び範囲(信託約款第21条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

（ⅲ） 公社債の借入れ(信託約款第22条)

（イ） 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

（ロ） 前記(イ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ） 信託財産の一部解約等の事由により、前記(ロ)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ニ） 前記(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

（ⅳ） 資金の借入れ(信託約款第28条)

（イ） 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ） 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

（ハ） 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ニ） 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③ その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下の通りです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図することはできません。（投信法第９条）

３【投資リスク】

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

① 価格変動リスク

株式、債券、通貨・為替、コモディティ等を原資産とする先物取引、先渡取引等の価格は、投資対象となる原資産の価格の動きや取引されている市場での需給等の影響を受けて変動します。なお、世界各国の先物取引、先渡取引等のロング・ポジション、ショート・ポジションを構築することにより収益の獲得を目指すため、投資市場の上昇が必ずしも収益の要因とはなりません。先物取引、先渡取引等の価格が予想した方向と反対方向に動いたことによる損失の発生は、基準価額が値下がりする要因となります。

② 金利変動リスク

金利の変動により資産の価値が変動する可能性があります。特に債券は金利の変動に大きな影響を受けます。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には債券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

③ 信用リスク

有価証券の発行者、または金融商品の運用先に債務不履行等が発生または懸念される場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値がなくなることがあります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

④ 為替変動リスク

外貨建資産は通貨の価格変動によって評価額が変動します。一般に外貨建資産の評価額は、円高になれば下落します。外貨建資産の評価額が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。

⑤ 流動性リスク

市場規模や取引量が小さい場合や、市場の混乱、取引規制等のために、取引が行えない場合、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。また、ファンドに大量の資金変動が生じた場合等には機動的に有価証券を売買できない場合があり、これらの場合には基準価額が値下がりする要因となります。

⑥ カントリーリスク

投資対象国・地域の政治経済情勢に混乱が生じた場合や新たな通貨規制・資本規制等が設けられた場合は、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

⑦ デリバティブリスク

ファンドの投資対象である外国投資信託は主として有価証券、株式関連、金利関連、通貨関連、コモディティ関連のデリバティブに投資します。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性や流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。

⑧ レバレッジリスク

先物取引等によりレバレッジをかけた取引を行う場合には、先物取引等の価格が予想した方向と反対方向に動いた場合に、レバレッジがかかっていない場合に比べて損失が拡大し、基準価額が値下がりする要因となります。

⑨ システムリスク

コンピュータープログラムが機能しない等、システム運用に関して不慮の出来事が生じる可能性があり、基準価額が値下がりする要因となります。

その他の留意点

○本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

○本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

○投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

○銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。

○収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

○投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。

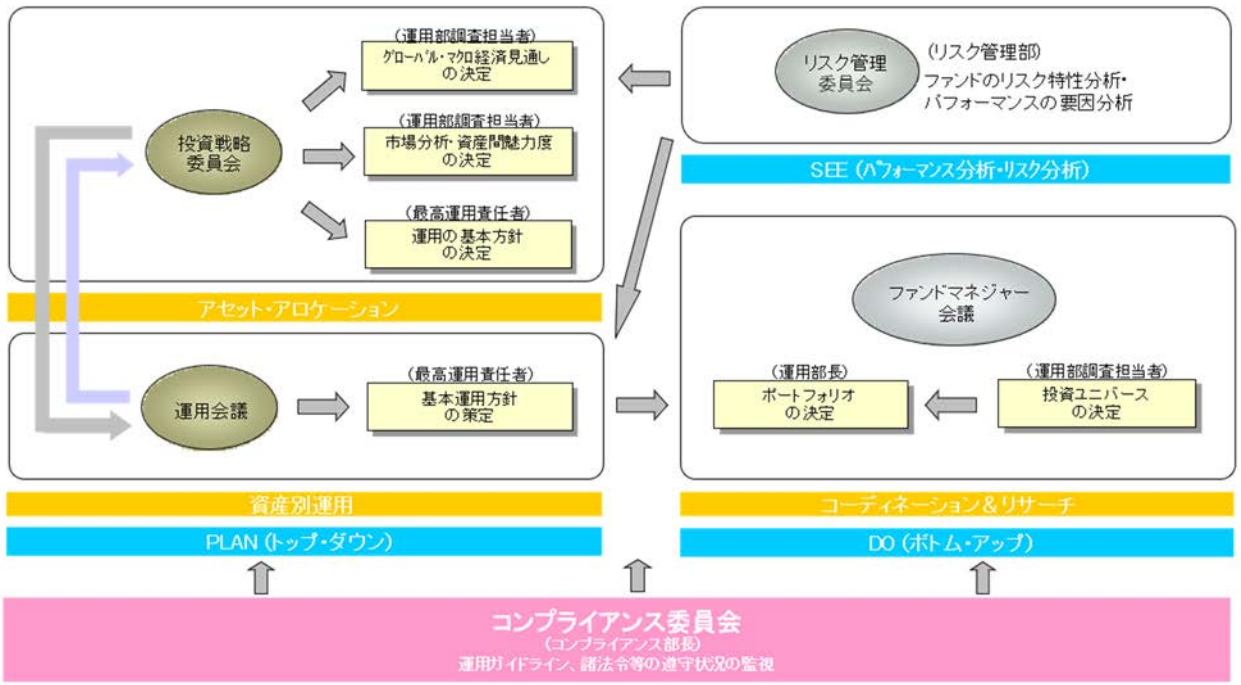
○収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

《リスク管理体制》

①　運用に関するリスク管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各委員会を設けて行っております。

流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

会議の名称	頻度	内　　容
投資戦略委員会	原則月１回	常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ①運用の基本方針②市場見通し、等について協議する。
運用会議	原則月１回	最高運用責任者、運用部及び商品企画部に在籍する者をもって構成する。 ①市場動向②今月の投資行動③市場見通し④今後の投資方針、等についての情報交換、議論を行う。
リスク管理委員会	原則月１回	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視等を行う。
ファンドマネジャー会議	随時	運用担当者及び調査担当者をもって構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略について議論を行う。
未公開株投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、未公開株運用担当者、未公開株調査担当者及びコンプライアンス部長をもって構成する。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。
組合投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調査担当者及びコンプライアンス部長をもって構成する。 組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。
商品検討委員会	随時	常勤取締役、運用部長、リスク管理部長、投信計理部長、コンプライアンス部長、商品企画部長、マーケティング部長及び業務管理部長をもって構成する。 新商品等についての取扱い等の可否、商品性の変更に関連する基本事項等の審議・決定を行う。
コンプライアンス委員会	原則月１回	常勤取締役及びコンプライアンス部長をもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監視を行う。
プロダクトガバナンス委員会	原則月１回	常勤取締役、運用部長、リスク管理部長、コンプライアンス部長、商品企画部長、マーケティング部長及び業務管理部長をもって構成する。プロダクトガバナンス方針、運営状況、課題、改善方針の審議、当該方針の改訂の判断を行う。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

②コンプライアンス

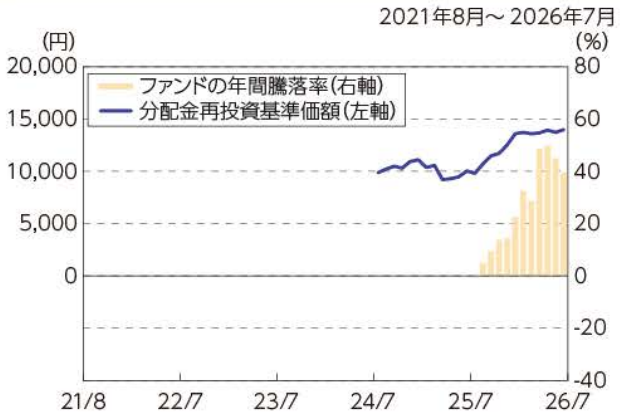
コンプライアンス委員会において、業務全般にかかる法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス部長は、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

③機関化回避に関する運営

グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家（弁護士）を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去 5 年間の年間騰落率(各月末における直近 1 年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*ファンドの年間騰落率算出において、過去 5 年間分のデータがない場合は以下のルールに基づき表示しています。
①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。

〈代表的な各資産クラスの指数〉

日 本 株…Morningstar 日本株式指数
先進国株…Morningstar 先進国株式指数(除く日本)
新興国株…Morningstar 新興国株式指数
日本国債…Morningstar 日本国債指数
先進国債…Morningstar グローバル国債指数(除く日本)
新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数
*海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て税引前利子・配当込み指数です。

〈各指数の概要〉

日 本 株：Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
先進国株：Morningstar 先進国株式指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。
新興国株：Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。
日本国債：Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。
先進国債：Morningstar グローバル国債指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。
新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

〈重要事項〉

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

購入価額に、3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。なお、下記に記載の照会先においてもご確認いただけます。

なお、お申込手数料には、消費税等相当額が課されます。

※「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、お申込み手数料はかかりません。

（注）申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

委託会社における照会先：

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社 電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前９時～午後５時） ホームページ　https://www.sbiam.co.jp/

（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

（3）【信託報酬等】

<table>
<tr><td rowspan="3"></td><td>ファンド</td><td>ファンドの日々の純資産総額に年 0.418%（税抜：年 0.380%）を乗じて得た額とします。
信託報酬は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。
信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

＜信託報酬の配分（税抜）＞
<table>
<tr><th>支払先</th><th>料率</th><th>役務の内容</th></tr>
<tr><td>委託会社</td><td>年 0.11%</td><td>ファンドの運用、基準価額の算出等の対価</td></tr>
<tr><td>販売会社</td><td>年 0.25%</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>年 0.02%</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr>
</table>
上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。
投資顧問(助言)会社への報酬は委託会社報酬の中から支払われます。</td></tr>
<tr><td>投資対象とする投資信託証券</td><td>年 0.58%程度
上記の他、事務コスト、監査コスト、デポジタリーフィー等を負担します。</td></tr>
<tr><td>実質的な負担</td><td>年 0.998%（税込）程度
＊本ファンドが投資対象とする投資信託証券等の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。</td></tr>
</table>

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（４）【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。ただし、これらに限定されるものではありません。

① 有価証券売買時にかかる売買委託手数料

② 信託事務の処理に要する諸費用

③ 借入金の利息

④ 信託財産に関する租税

⑤ 受託会社の立替えた立替金の利息

⑥ その他諸費用

（ｉ）受益権の管理事務に関連する費用

（ii）有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷及び提出にかかる費用

（iii）目論見書の作成、印刷及び交付にかかる費用

（iv）信託約款の作成、印刷及び届出に係る費用

（ｖ）運用報告書の作成、印刷及び交付にかかる費用

（vi）ファンドの受益者に対してする公告にかかる費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷及び交付にかかる費用

（vii）信託財産にかかる監査報酬

上記①～⑤の費用（それに付随する消費税等相当額を含みます。）については、ファンドからその都度支払われます。また、上記⑥その他諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる費用は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

なお、上記①～⑥の費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

⑦ 委託会社は、上記⑥その他諸費用（それに付随する消費税等相当額を含みます。）の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

⑧ 上記⑦その他諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑨ 上記⑦その他諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用等の額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる費用等（それに付随する消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

収益分配時・換金（解約）・償還時に受益者が負担する税金は2026年７月末日現在、以下の通りです。また、公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

なお、当ファンドはNISAの対象ではありません。

①　個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.315％及び地方税5％）※の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告による総合課税（配当控除は適用されません。）もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。

※2027年1月1日から、20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.165％、防衛特別所得税0.15％及び地方税5％）となります。

ロ．解約金及び償還金に対する課税

換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）は譲渡所得とみなされ、20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.315％及び地方税5％）※の税率により、申告分離課税が適用されます。

なお、源泉徴収口座（特定口座）を選択することも可能です。

※2027年1月1日から、20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.165％、防衛特別所得税0.15％及び地方税5％）となります。

②　法人の投資者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）については配当所得として課税され、15.315％（所得税15％及び復興特別所得税0.315％）※の税率で源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。

また、益金不算入制度の適用はありません。

※2027年1月1日から、15.315％（所得税15％、復興特別所得税0.165％、防衛特別所得税0.15％）となります。

＜注1＞個別元本について

①　受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②　受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

③　受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当

該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜注2＞収益分配金の課税について

① 追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

② 受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。
※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。
※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書の作成対象期間は2026年1月16日～2026年7月15日です。

総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.13%	0.41%	0.72%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。
※各比率は、年率換算した値です。なお、四捨五入の関係により、合計が一致しない場合があります。
※その他費用には、投資先ファンド（ファンドが組入れている投資信託証券）にかかる費用が含まれており、各月末の投資先ファンドの保有比率に当該投資先ファンドの運用管理比率を乗じて算出した概算値です。
※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

ＳＢＩ－Ｍａｎ　リキッド・トレンド・ファンド

（2026 年 7 月 31 日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	13,901,440,615	98.05
親投資信託受益証券	日本	100,835	0.00
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	276,939,845	1.95
合計(純資産総額)		14,178,481,295	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ＳＢＩ－Ｍａｎ　リキッド・トレンド・ファンド

イ.評価額上位銘柄明細

（2026 年 7 月 31 日現在）

国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	投資証券	Ｍａｎ　ＡＨＬ　Ｔｒｅｎｄ　Ｃｏｒｅ　ＪＰＹ　Ｕｎｈｅｄｇｅ	979,985.042	14,269.7	13,984,170,952	14,185.36	13,901,440,615	98.05
日本	親投資信託受益証券	Ｓｈｉｎｓｅｉショートターム・マザー・ファンド	100,594	1.0020	100,795	1.0024	100,835	0.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

ロ.種類別の投資比率

（2026 年 7 月 31 日現在）

種類	投資比率（％）
投資証券	98.05
親投資信託受益証券	0.00
合計	98.05

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

ＳＢＩ－Ｍａｎ　リキッド・トレンド・ファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

ＳＢＩ－Ｍａｎ　リキッド・トレンド・ファンド

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

ＳＢＩ－Ｍａｎ　リキッド・トレンド・ファンド

2026年7月31日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末　（2025年 1月15日）	17,065	17,065	1.1454	1.1454
第2計算期間末　（2025年 7月15日）	13,856	13,856	0.9966	0.9966
第3計算期間末　（2026年 1月15日）	13,168	13,168	1.3446	1.3446
第4計算期間末　（2026年 7月15日）	14,082	14,082	1.4070	1.4070
2025年 7月末日	13,454	—	1.0030	—
8月末日	12,711	—	0.9802	—
9月末日	12,955	—	1.0700	—
10月末日	12,481	—	1.1474	—
11月末日	11,966	—	1.1701	—
12月末日	12,251	—	1.2521	—
2026年 1月末日	13,347	—	1.3591	—
2月末日	13,435	—	1.3723	—
3月末日	13,309	—	1.3588	—
4月末日	13,535	—	1.3674	—
5月末日	13,967	—	1.3935	—
6月末日	13,552	—	1.3719	—
7月末日	14,178	—	1.3982	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

ＳＢＩ－Ｍａｎ　リキッド・トレンド・ファンド

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2024年 8月16日～2025年 1月15日	0.0000
第2期	2025年 1月16日～2025年 7月15日	0.0000
第3期	2025年 7月16日～2026年 1月15日	0.0000
第4期	2026年 1月16日～2026年 7月15日	0.0000

③【収益率の推移】

ＳＢＩ－Ｍａｎ　リキッド・トレンド・ファンド

期	期間	収益率（%）
第1期	2024年 8月16日～2025年 1月15日	14.54
第2期	2025年 1月16日～2025年 7月15日	△12.99
第3期	2025年 7月16日～2026年 1月15日	34.92
第4期	2026年 1月16日～2026年 7月15日	4.64

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。
なお、第１期計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

（４）【設定及び解約の実績】

ＳＢＩ－Ｍａｎ　リキッド・トレンド・ファンド

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2024年 8月16日～2025年 1月15日	17,358,951,609	2,459,465,583
第2期	2025年 1月16日～2025年 7月15日	4,294,231,152	5,289,147,628
第3期	2025年 7月16日～2026年 1月15日	943,963,511	5,055,488,508
第4期	2026年 1月16日～2026年 7月15日	2,119,592,213	1,903,640,458

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）

Ｓｈｉｎｓｅｉショートターム・マザー・ファンド

投資状況

(2026年7月31日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	99,908	99.08
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	928	0.92
合計(純資産総額)		100,836	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

（2026年7月31日現在）

国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
日本	国債証券	第１３８５回国庫短期証券	100,000	99.77	99,770	99.90	99,908	—	2026/9/7	99.08

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

ロ.種類別の投資比率

（2026年7月31日現在）

種類	投資比率（%）
国債証券	99.08
合計	99.08

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

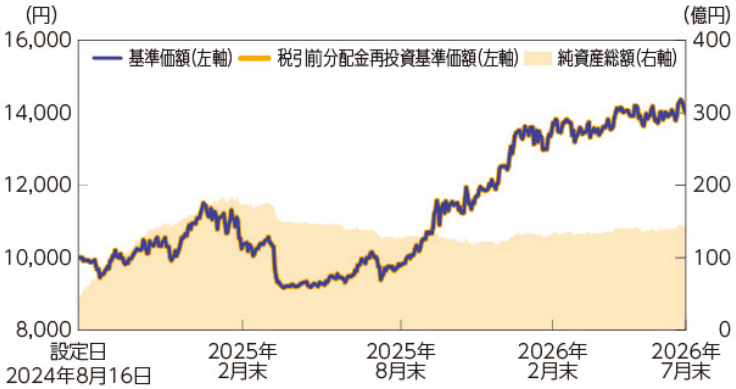
〈参考情報〉

運用実績

基準価額・純資産の推移

(基準日:2026年7月31日)

(設定日(2024年8月16日)～2026年7月31日)



※基準価額及び分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。

基準価額(1万口当たり)	13,982円
純資産総額	141.78億円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第1期(2025年1月15日)	0円
第2期(2025年7月15日)	0円
第3期(2026年1月15日)	0円
第4期(2026年7月15日)	0円
－	－
設定来累計	0円

主要な資産の状況

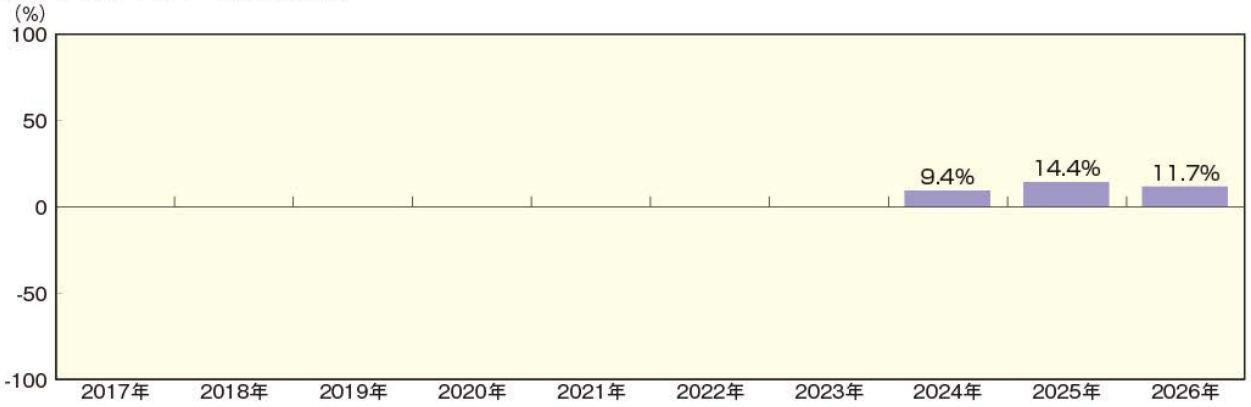
≪組入銘柄≫

投資対象ファンドの名称	種類	国／地域	通貨	比率
Man AHL Trend Core−日本円クラス(ヘッジなし)	投資信託証券	アイルランド	円	98.0%
Shinseiショートターム・マザー・ファンド	投資信託証券	日本	円	0.0%
現金等				2.0%
合計				100.0%

※比率は本ファンドの純資産総額に対する比率を表示しています。
※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
※「現金等」には未払い金を含むため、マイナス表示になることがございます。

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。
※2024年は設定日2024年8月16日から年末まで、2026年は年初から7月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（ｉ）お申込日

毎営業日お申込いただけます。

原則として、営業日の午後３時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。

ただし、取得申込日当日あるいは申込日の翌営業日がロンドンの銀行、ロンドンの証券取引所、ダブリンの銀行、ダブリンの証券取引所、ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所のいずれかの休業日にあたる場合には、受付を行いません。

詳しくは販売会社へお問い合せください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社
電話番号 03－6229－0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ　https://www.sbiam.co.jp/

（ⅱ）お申込単位

・分配金の受取方法により、お申込みには２つの方法があります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。）

・お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。（当初１口＝１円）

① 分配金受取コース

② 分配金再投資コース

再投資される収益分配金については１口単位とします。

取得申込に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（取扱販売会社によっては名称が異なる場合もあります。）を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。なお、上記（ｉ）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

（ⅲ）お申込価額

購入申込受付日の翌々営業日の基準価額

（ⅳ）お申込手数料

購入価額に、3.3％（税抜3.0％）を上限として販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。なお、前記（ｉ）の照会先においてもご確認いただけます。

＊申込手数料には、消費税等相当額が課されます。

※「分配金再投資コース」により、収益分配金を再投資する場合には、お申込み手数料はかかりません。

（注）申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

上記にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消すことができます。

なお、取得申込みの受付が中止または取消しされた場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受付けたものとし、上記の規定に準じて算出した価額とします。

２【換金（解約）手続等】

ａ.換金の受付

毎営業日お申込みいただけます。

原則として営業日の午後３時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日のお取扱いとなります。

ただし、換金申込日当日あるいは申込日の翌営業日がロンドンの銀行、ロンドンの証券取引所、ダブリンの銀行、ダブリンの証券取引所、ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所のいずれかの休業日にあたる場合には、受付を行いません。

詳しくは販売会社へお問い合せください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社
電話番号 03－6229－0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ　https://www.sbiam.co.jp/

ｂ．換金単位

最低単位を１円単位または１口単位として、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

換金単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、上記に記載の照会先においてもご確認いただけます。

ｃ．換金価額

換金請求受付日の翌々営業日に算出される基準価額となります。

換金手数料はありません。基準価額については、上記a．の照会先においてもご確認いただけます。

ｄ．換金代金のお支払い

原則として、換金代金は、受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して7営業日目からお支払いします。

ｅ．その他

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約または換金の請求金額が多額となる場合には制限を設ける場合があります。

上記にかかわらず、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

なお、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の解約請求受付期間に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、上記の規定に準じて計算された価額とします。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

（ｉ） 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（借入れ公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上１万口当たりで表示されます。

（ⅱ） 主な投資対象資産の評価方法

投資信託または外国投資信託の受益証券	原則として、投資信託証券の基準価額計算時に知り得る直近の日の基準価額で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
為替予約取引	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。

（ⅲ） 基準価額の算出頻度・照会方法等

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（１万口当たり）は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、日本経済新聞にも原則として計算日の翌日付の朝刊に基準価額（１万口当たり）が掲載されています。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社 電話番号 03－6229－0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ　https://www.sbiam.co.jp/

（２）【保管】

本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

本ファンドの信託期間は2024年8月16日から2034年7月12日までとします。

ただし、後記の「(5) その他」の規定等によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】

この信託の計算期間は、毎年1月16日から7月15日まで、7月16日から翌年1月15日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

（ｉ）信託の終了

① 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の純資産総額が10億円を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託会社は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託会社は、前記①の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前記③の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 前記③の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑥ 前記③から前記⑤までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記③から前記⑤までに規定するこの信託契約の解約手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

（ⅱ） その他の事由による信託の終了

委託会社は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「（ⅲ）約款変更」②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ⅲ） 約款変更

① 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信

託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託会社は、前記①の事項（前記①の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあっては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の２に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前記②の書面決議において、受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 前記②の書面決議は議決権が行使できる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 前記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前記①から⑥の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる１つまたは複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（iv） 公告

委託会社が投資者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.sbiam.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

（v） 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が信託約款の規定による一部解約請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（vi） 運用報告書の作成

本ファンドは、毎計算期末（毎年1月15日、7月15日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）及び信託終了時に期中の運用経過、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

（vii） 関係法人との契約の更改

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

(viii)その他

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(ⅰ)収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注) 本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

(ⅱ)換金請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

(ⅲ)帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

ＳＢＩ－Ｍａｎ　リキッド・トレンド・ファンド

1)　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2)　当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 4 期計算期間（2026 年 1 月 16 日から 2026 年 7 月 15 日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026年9月30日

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社

取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　稲　垣　浩　子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＳＢＩ‐Ｍａｎ　リキッド・トレンド・ファンドの2026年1月16日から2026年7月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＢＩ‐Ｍａｎ　リキッド・トレンド・ファンドの2026年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　１．　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．　XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

1【財務諸表】

【ＳＢＩ－Ｍａｎ　リキッド・トレンド・ファンド】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 2026年1月15日現在	第4期 2026年7月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	484,400,612	310,212,738
投資証券	12,883,663,044	13,832,456,912
親投資信託受益証券	100,402	100,795
未収利息	7,962	7,224
流動資産合計	13,368,172,020	14,142,777,669
資産合計	13,368,172,020	14,142,777,669
負債の部		
流動負債		
未払解約金	172,340,879	31,343,808
未払受託者報酬	1,403,296	1,472,020
未払委託者報酬	25,259,249	26,496,355
その他未払費用	1,000,511	1,056,946
流動負債合計	200,003,935	60,369,129
負債合計	200,003,935	60,369,129
純資産の部		
元本等		
元本	9,793,044,553	10,008,996,308
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,375,123,532	4,073,412,232
（分配準備積立金）	3,070,622,509	3,104,491,697
元本等合計	13,168,168,085	14,082,408,540
純資産合計	13,168,168,085	14,082,408,540
負債純資産合計	13,368,172,020	14,142,777,669

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第３期 自 2025年７月16日 至 2026年１月15日	第４期 自 2026年１月16日 至 2026年７月15日
営業収益		
受取利息	540,840	1,015,735
有価証券売買等損益	3,788,575,112	648,794,261
営業収益合計	3,789,115,952	649,809,996
営業費用		
受託者報酬	1,403,296	1,472,020
委託者報酬	25,259,249	26,496,355
その他費用	1,000,511	1,056,946
営業費用合計	27,663,056	29,025,321
営業利益又は営業損失（△）	3,761,452,896	620,784,675
経常利益又は経常損失（△）	3,761,452,896	620,784,675
当期純利益又は当期純損失（△）	3,761,452,896	620,784,675
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	496,591,540	47,965,762
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△47,592,560	3,375,123,532
剰余金増加額又は欠損金減少額	157,854,736	783,867,677
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,091,847	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	148,762,889	783,867,677
剰余金減少額又は欠損金増加額	－	658,397,890
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	658,397,890
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,375,123,532	4,073,412,232

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年1月16日から7月15日まで及び7月16日から翌年1月15日までとしております。当計算期間は2026年1月16日から2026年7月15日までとしております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第3期 2026年1月15日現在	第4期 2026年7月15日現在
1． 当該計算期間の末日における受益権の総数	9,793,044,553口	10,008,996,308口
2． 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-	-
3． 1口当たり純資産額	1.3446円	1.4070円
(10,000口当たり純資産額)	(13,446円)	(14,070円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第3期
自 2025年7月16日
至 2026年1月15日

1． 分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	474,593円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,115,751,607円
収益調整金額	C	409,447,834円
分配準備積立金額	D	954,396,309円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,480,070,343円
当ファンドの期末残存口数	F	9,793,044,553口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,553円
10,000口当たり分配金額	H	-円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	-円

第4期
自 2026年1月16日
至 2026年7月15日

1． 分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	966,392円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	571,852,521円
収益調整金額	C	1,025,140,426円
分配準備積立金額	D	2,531,672,784円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,129,632,123円
当ファンドの期末残存口数	F	10,008,996,308口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,125円
10,000口当たり分配金額	H	-円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	-円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

項目	第3期 自 2025年7月16日 至 2026年1月15日	第4期 自 2026年1月16日 至 2026年7月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、金利変動リスク、カントリーリスク等にさらされております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左 ①市場リスクの管理 同左 ②信用リスクの管理 同左 ③流動性リスクの管理 同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期 2026年1月15日現在	第4期 2026年7月15日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	①親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	①親投資信託受益証券 同左
	②投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	②投資証券 同左
	③上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	③上記以外の金融商品 同左
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第3期 自 2025年7月16日 至 2026年1月15日	第4期 自 2026年1月16日 至 2026年7月15日
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	3,395,422,048	643,236,134
親投資信託受益証券	211	393
合計	3,395,422,259	643,236,527

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	第3期 自 2025年7月16日 至 2026年1月15日	第4期 自 2026年1月16日 至 2026年7月15日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	13,904,569,550円	9,793,044,553円
期中追加設定元本額	943,963,511円	2,119,592,213円
期中一部解約元本額	5,055,488,508円	1,903,640,458円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	Man AHL Trend Core－日本円クラス（ヘッジなし）	969,002.127	13,832,456,912	
投資証券 小計		969,002.127	13,832,456,912	
親投資信託受益証券	Ｓｈｉｎｓｅｉショートターム・マザー・ファンド	100,594	100,795	
親投資信託受益証券 小計		100,594	100,795	
合計		1,069,596.127	13,832,557,707	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第４　その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

＜参考情報＞

本報告書の開示対象であるファンド（ＳＢＩ－Ｍａｎ　リキッド・トレンド・ファンド）は、「Ｓｈｉｎｓｅｉショートターム・マザー・ファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの 2026 年 7 月 15 日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりでありますが、それらは監査意見の対象外であります。

Ｓｈｉｎｓｅｉショートターム・マザー・ファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2026 年 7 月 15 日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	928
国債証券	99,863
流動資産合計	100,791
資産合計	100,791
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	－
負債合計	－
純資産の部	
元本等	
元本	100,594
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	197
元本等合計	100,791
純資産合計	100,791
負債純資産合計	100,791

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 移動平均法（買付約定後、最初の利払日までは個別法）に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2026年7月15日現在
1． 計算日における受益権の総数	100,594口
2． 元本の欠損	
純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-
3． 1口当たり純資産額	1.0020円
（10,000口当たり純資産額）	（10,020円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

項目	自 2026年1月16日 至 2026年7月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、金利変動リスク等にさらされております。
3.金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項目	2026年7月15日現在
1． 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2． 時価の算定方法	①国債証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2026年7月15日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	93
合計	93

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、当マザーファンドの期首から計算日までの期間に対応するものであります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	自 2026年1月16日 至 2026年7月15日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	100,594円
期中追加設定元本額	-円
期中一部解約元本額	-円
期末元本額	100,594円
元本の内訳※	
ＳＢＩ－Ｍａｎ　リキッド・トレンド・ファンド	100,594円

（注）※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第１３８５回国庫短期証券	100,000	99,863	
合計		100,000	99,863	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第４　その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	2026年7月31日現在
Ⅰ　資産総額	14,210,998,738円
Ⅱ　負債総額	32,517,443円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	14,178,481,295円
Ⅳ　発行済口数	10,140,878,216口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3982円

（参考）Ｓｈｉｎｓｅｉショートターム・マザー・ファンド

	2026年7月31日現在
Ⅰ　資産総額	100,836円
Ⅱ　負債総額	―円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	100,836円
Ⅳ　発行済口数	100,594口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0024円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益権の譲渡制限は設けておりません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前記①の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第１ 【委託会社等の概況】

１ 【委託会社等の概況】

① 資本金の額(2026年７月末日現在)

(ⅰ)資本金の額

委託会社の資本金の額は金4億20万円です。

(ⅱ)発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は146万4,000株です。

(ⅲ)発行済株式の総数

委託会社がこれまでに発行した株式の総数は1,408,348株です。

(ⅳ)最近5年間における主な資本金の額の増減

2022年1月31日に資本金を10億5,020万円に増資しました。

2022年3月23日に資本金を4億20万円に減資しました。

2023年4月1日に吸収合併に係る資本金4億9,500万円を引き継ぎ、
同日に同額を減資しました。

② 委託会社の機構

(ⅰ)会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

(ⅱ)投資運用の意思決定機構

ア) 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

イ) 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

ウ) 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

エ) 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

オ) パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に係る業務（投資運用業）、投資助言業務（投資助言・代理業）及び第二種金融商品取引業に係る業務の一部を行っています。

2026年７月末日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(マザーファンドは除きます)は以下の通りです。

(2026年７月末日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	333	7,346,932
単位型株式投資信託	430	1,472,972
単位型公社債投資信託	47	93,605
合計	810	8,913,509

３ 【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるＳＢＩアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、事業年度(2025年４月１日から2026年３月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社

取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田嶌　照夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原田　達

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＳＢＩアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企

業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

(1) 【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年3月31日）	当事業年度 （2026年3月31日）
資産の部		
流動資産		
現金・預金	2,719,549	2,049,267
関係会社短期貸付金	※2 4,700,000	※2 5,000,000
前払費用	51,729	44,078
未収委託者報酬	1,604,874	1,753,057
未収運用受託報酬	※2 12,096	※2 6,142
その他	23,470	23,574
流動資産合計	9,111,721	8,876,119
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 31,251	※1 27,267
器具備品	※1 6,311	※1 5,057
有形固定資産合計	37,563	32,325
無形固定資産		
商標権	1,798	1,752
ソフトウエア	148,358	320,336
その他	67	67
無形固定資産合計	150,224	322,155
投資その他の資産		
投資有価証券	562,202	693,928
関係会社株式	22,031	2,125
繰延税金資産	101,208	63,464
その他	41,638	45,312
投資その他の資産合計	727,081	804,831
固定資産合計	914,868	1,159,312
繰延資産		
株式交付費	247	―
繰延資産合計	247	―
資産合計	10,026,837	10,035,432

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年３月31日）	当事業年度 （2026年３月31日）
負債の部		
流動負債		
預り金	3,144	6,316
未払金	1,538,445	1,684,290
未払手数料	871,779	1,033,782
その他未払金	666,666	650,508
未払法人税等	372,480	467,628
未払消費税等	121,693	106,429
流動負債合計	2,035,762	2,264,665
負債合計	2,035,762	2,264,665
純資産の部		
株主資本		
資本金	400,200	400,200
資本剰余金		
その他資本剰余金	3,847,137	3,847,137
資本剰余金合計	3,847,137	3,847,137
利益剰余金		
利益準備金	100,050	100,050
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,700,640	3,397,332
利益剰余金合計	3,800,690	3,497,382
自己株式	△63	△63
株主資本合計	8,047,964	7,744,656
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△56,889	26,110
評価・換算差額等合計	△56,889	26,110
純資産合計	7,991,074	7,770,767
負債純資産合計	10,026,837	10,035,432

(2) 【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2024年４月１日 至 2025年３月31日）	当事業年度 （自 2025年４月１日 至 2026年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	7,712,343	8,837,750
運用受託報酬	87,707	69,847
投資助言報酬	30	41
その他営業収益	52,942	50,796
営業収益計	※1 7,853,023	※1 8,958,436
営業費用		
支払手数料	3,707,166	4,025,919
広告宣伝費	818	3,892
調査費	309,226	320,788
委託計算費	810,126	868,657
営業雑経費	51,292	47,360
通信費	579	498
印刷費	35,297	27,682
協会費	15,228	18,976
諸会費	186	202
営業費用計	4,878,629	5,266,617
一般管理費		
給料	542,033	546,409
役員報酬	85,012	91,277
給料・手当	414,103	431,847
賞与	42,918	23,285
福利厚生費	87,575	79,991
交際費	62	4
旅費交通費	2,960	1,810
租税公課	73,543	61,368
不動産賃借料	36,892	39,279
退職給付費用	20,685	14,929
固定資産減価償却費	51,298	70,769
業務委託費	48,931	48,464
消耗品費	3,495	4,041
諸経費	※2 624,648	※2 630,557
一般管理費計	1,492,128	1,497,625
営業利益	1,482,265	2,194,193
営業外収益		
受取利息	※2 75,764	※2 78,481
受取配当金	—	455
投資有価証券売却益	49,100	356
為替差益	1,324	—
雑収入	2,282	1,756
営業外収益計	128,471	81,049
営業外費用		
為替差損	—	3,656
株式交付費償却	1,384	247
営業外費用計	1,384	3,903
経常利益	1,609,351	2,271,340

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2024年４月１日 至 2025年３月31日）	当事業年度 （自 2025年４月１日 至 2026年３月31日）
特別損失		
投資有価証券評価損	522	―
関係会社株式評価損	―	19,905
特別損失合計	522	19,905
税引前当期純利益	1,608,829	2,251,434
法人税、住民税及び事業税	513,811	696,206
法人税等調整額	△18,764	△459
法人税等合計	495,046	695,746
当期純利益	1,113,782	1,555,687

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	400,200	3,847,137	3,847,137	100,050	2,586,857	2,686,907	△63	6,934,181
当期変動額								
当期純利益					1,113,782	1,113,782		1,113,782
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	―	―	―	―	1,113,782	1,113,782	―	1,113,782
当期末残高	400,200	3,847,137	3,847,137	100,050	3,700,640	3,800,690	△63	8,047,964

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	18,737	18,737	6,952,919
当期変動額			
当期純利益			1,113,782
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△75,627	△75,627	△75,627
当期変動額合計	△75,627	△75,627	1,038,155
当期末残高	△56,889	△56,889	7,991,074

当事業年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	400,200	3,847,137	3,847,137	100,050	3,700,640	3,800,690	△63	8,047,964
当期変動額								
剰余金の配当					△1,858,995	△1,858,995		△1,858,995
当期純利益					1,555,687	1,555,687		1,555,687
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	―	―	―	―	△303,307	△303,307	―	△303,307
当期末残高	400,200	3,847,137	3,847,137	100,050	3,397,332	3,497,382	△63	7,744,656

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△56,889	△56,889	7,991,074
当期変動額			
剰余金の配当			△1,858,995
当期純利益			1,555,687
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	83,000	83,000	83,000
当期変動額合計	83,000	83,000	△220,307
当期末残高	26,110	26,110	7,770,767

【注記事項】

(重要な会計方針)

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

主として定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が８-18年、器具備品が３-15年であります。

②無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。

３．繰延資産の処理方法

株式交付費

３年間で均等償却しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社の事業である投資運用業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

委託者報酬	委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき公募・私募の投資信託財産の運用指図を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資信託約款に定められた信託報酬として、ファンド設定以降、日々の純資産残高に一定の報酬率を乗じて算出された額が、当該ファンドの運用期間にわたり収益として認識されます。
運用受託報酬	運用受託報酬は、投資家である対象顧客と投資一任契約を締結し、資産の運用を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資一任契約ごとに定められた運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、運用を受託した期間にわたり収益として認識されます。
投資助言報酬	投資助言報酬は、対象顧客と投資助言（顧問）契約を締結し、当該顧客の資産運用に係る助言を行うことが主な履行義務の内容であり、助言期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資助言（顧問）契約ごとに定められた助言対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、助言期間にわたり収益として認識されます。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（貸借対照表関係）

前事業年度 （2025年３月31日）	当事業年度 （2026年３月31日）
※１　有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 建物　15,880千円 器具備品　8,036千円 合計　23,916千円	※１　有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 建物　19,864千円 器具備品　9,338千円 合計　29,202千円
※２　関係会社との取引に基づいて発生した債権は以下のとおりであります。 関係会社短期貸付金　4,700,000千円 その他流動資産　772千円 合計　4,700,772千円	※２　関係会社との取引に基づいて発生した債権は以下のとおりであります。 関係会社短期貸付金　5,000,000千円 その他流動資産　1,548千円 合計　5,001,548千円

（損益計算書関係）

※１　顧客との契約から生じる収益

営業収益は全て顧客との契約から生じる収益であり、その他の収益に該当するものはありません。

※２　関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

前事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）		当事業年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）	
経営管理報酬	597,599千円	経営管理報酬	603,106千円
関係会社からの受取利息	67,395千円	関係会社からの受取利息	72,484千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	1,408,348	―	―	1,408,348

２．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	18	―	―	18

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	1,408,348	―	―	1,408,348

２．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	18	―	―	18

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年６月17日 株主総会	普通株式	1,549,163	1,100	2025年３月31日	2025年６月23日
2026年３月18日 臨時株主総会	普通株式	309,832	220	2026年３月18日	2026年３月31日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。デリバティブ取引については、保有する特定の投資有価証券の価格変動リスクを低減させる目的で利用し、投機的な取引は行わない方針であります。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、これらの債権は、受託銀行にて分別管理されている信託財産及び年金資産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。このほか、親会社に対し短期貸付を行っております。

営業債務である未払手数料等は、１年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

② 市場リスク（価格、為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金・預金」「関係会社短期貸付金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「預り金」「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2025年３月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券	562,202	562,202	―
資産計	562,202	562,202	―

（注１）市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式 子会社株式	22,031

当事業年度（2026年３月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券	693,928	693,928	―
資産計	693,928	693,928	―

（注１）市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式 子会社株式	2,125

なお、当事業年度において、当該子会社株式について19,905千円の減損処理を行っております。減損処理にあたっては、実質価額が取得原価に比べ50％以上低下した場合には、回復可能性等を考慮して減損処理を行っております。

（注２）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年３月31日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,719,549	―	―	―
関係会社短期貸付金	4,700,000	―	―	―
未収委託者報酬	1,604,874	―	―	―
未収運用受託報酬	12,096	―	―	―
合計	9,036,520	―	―	―

当事業年度（2026年３月31日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,049,267	―	―	―
関係会社短期貸付金	5,000,000	―	―	―
未収委託者報酬	1,753,057	―	―	―
未収運用受託報酬	6,142	―	―	―
合計	8,808,467	―	―	―

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2025年３月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
投資信託	―	562,202	―	562,202
資産計	―	562,202	―	562,202

当事業年度（2026年３月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
投資信託	―	693,928	―	693,928
資産計	―	693,928	―	693,928

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

前事業年度（2025年３月31日）

投資信託

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、その時価をレベル２の時価に分類しております。

当事業年度（2026年３月31日）

投資信託

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、その時価をレベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

１．子会社株式

前事業年度(2025年３月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額（千円）
子会社株式	22,031

当事業年度(2026年３月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額（千円）
子会社株式	2,125

（注）表中の貸借対照表計上額は減損処理後の帳簿価額であります。

２．その他有価証券

前事業年度(2025年３月31日)

（単位：千円）

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	―	―	―
	(2)債券	―	―	―
	(3)その他	2,944	2,077	867
	小計	2,944	2,077	867
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	―	―	―
	(2)債券	―	―	―
	(3)その他	559,258	643,200	△83,941
	小計	559,258	643,200	△83,941
合計		562,202	645,277	△83,074

（注）表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

当事業年度(2026年３月31日)

（単位：千円）

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	―	―	―
	(2)債券	―	―	―
	(3)その他	653,812	613,600	40,212
	小計	653,812	613,600	40,212
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	―	―	―
	(2)債券	―	―	―
	(3)その他	40,116	42,200	△2,083
	小計	40,116	42,200	△2,083
合計		693,928	655,800	38,128

（注）表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

３．売却したその他有価証券

前事業年度(2025年３月31日)

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	―	―	―
(2)債券	―	―	―
(3)その他	125,687	49,100	―
合計	125,687	49,100	―

当事業年度(2026年３月31日)

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	―	―	―
(2)債券	―	―	―
(3)その他	13,454	356	―
合計	13,454	356	―

（注）　表中の売却益には、一部のその他有価証券のヘッジ手段として利用し、当期中に決済されたデリバティブ取引から生じた損益が含まれております。

４．減損処理を行ったその他有価証券

当事業年度において、関係会社株式（子会社株式）について19,905千円の減損処理を行っております。減損処理にあたっては、実質価額が取得原価に比べ50％以上低下した場合には、回復可能性等を考慮して減損処理を行っております。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。このほか、グループ会社との出向者の取り扱いに関する協定書に基づき、グループ会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。当該金額は、前事業年度（自 2024年４月１日　至 2025年３月31日）12,280千円、当事業年度（自 2025年４月１日　至 2026年３月31日）5,311千円であります。

２．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自 2024年４月１日　至 2025年３月31日）8,404千円、当事業年度（自 2025年４月１日　至 2026年３月31日）9,617千円であります。

（税効果会計関係）

前事業年度 （2025年３月31日）		当事業年度 （2026年３月31日）	
１.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		１.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
電話加入権	735千円	電話加入権	735千円
投資有価証券評価損	164	子会社株式評価損	6,274
未払事業税	12,733	未払事業税	16,430
その他未払税金	7,367	その他未払税金	8,748
未払金	53,911	未払金	49,557
その他有価証券評価差額金	26,197	その他有価証券評価差額金	―
その他	97	その他	―
繰延税金資産小計	101,208	繰延税金資産小計	81,745
評価性引当額	―	評価性引当額	△6,274
繰延税金資産合計	101,208	繰延税金資産合計	75,471
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	－	その他有価証券評価差額金	12,006
繰延税金負債合計	－	繰延税金負債合計	12,006
繰延税金資産の純額	101,208	繰延税金資産の純額	63,464
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。		２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。	
３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第13号）が2025年３月31日に国会で成立したことに伴い、2026年４月１日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。 これに伴い、2026年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62％から31.52％に変更し計算しております。 この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は773千円増加し、法人税等調整額は25千円、その他有価証券評価差額金は747千円、それぞれ減少しております。			

(収益認識関係)

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針４．収益及び費用の計上基準」記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報)

前事業年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1)営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客（最終受益者）情報を知りえないため、記載を省略しております。運用受託報酬及び投資助言報酬、その他営業収益については、損益計算書の営業収益の10%を占める相手先がいないことから、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

当事業年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1)営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客（最終受益者）情報を知りえないため、記載を省略しております。運用受託報酬及び投資助言報酬、その他営業収益については、損益計算書の営業収益の10％を占める相手先がいないことから、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

１.関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社	東京都港区	3,363	資産運用業、金融情報サービス事業子会社の持株会社	(被所有)直接97.9%	役員の兼任 経営管理 人員出向・受入 資金の貸付 （注１，２）	貸付利息の受取	68,406	－	－
							資金貸付	200,000	関係会社短期貸付金	4,700,000
							貸付利息	67,395	未収利息	－
							経営管理報酬	597,599	未払金	328,679

（注１） 経営管理報酬は、業務内容を勘案し、双方協議のうえで締結した経営管理契約に基づき決定しております。

（注２）資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区	54,323	証券業	―	販売委託(注)	販売委託支払手数料	1,461,607	未払金	316,838

（注）販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

２.親会社に関する注記

親会社情報

ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社

（東京証券取引所プライム市場に上場）

ＳＢＩアセットマネジメント・グループ株式会社

（非上場）

ＳＢＩホールディングス株式会社

（東京証券取引所プライム市場に上場）

当事業年度　（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

１.関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社	東京都港区	3,739	資産運用業、金融情報サービス事業子会社の持株会社	(被所有)直接97.9%	役員の兼任 経営管理 人員出向・受入 資金の貸付 （注１，２）	貸付利息の受取	72,484	－	－
							貸付回収 新規貸付	6,500,000 6,800,000	関係会社短期貸付金	5,000,000
							貸付利息	72,484	未収利息	－
							経営管理報酬	603,106	未払金	331,708

（注１） 経営管理報酬は、業務内容を勘案し、双方協議のうえで締結した経営管理契約に基づき決定しております。

（注２）資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区	54,323	証券業	―	販売委託(注)	販売委託支払手数料	1,793,031	未払金	409,883

（注）販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

２.親会社に関する注記

親会社情報

ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社

（東京証券取引所プライム市場に上場）

ＳＢＩアセットマネジメント・グループ株式会社

（非上場）

ＳＢＩホールディングス株式会社

（東京証券取引所プライム市場に上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 自　2024年４月１日 至　2025年３月31日	当事業年度 自　2025年４月１日 至　2026年３月31日
１株当たり純資産額	5,674円15銭	5,517円72銭
１株当たり当期純利益	790円85銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1,104円63銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自　2024年４月１日 至　2025年３月31日	当事業年度 自　2025年４月１日 至　2026年３月31日
当期純利益(千円)	1,113,782	1,555,687
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,113,782	1,555,687
期中平均株式数(株)	1,408,330	1,408,330

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引またはデリバティブ取引を行うこと。

④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

（１） 定款の変更、その他の重要事項

（イ）定款の変更

2022年6月22日付で、発行可能株式総数を変更する定款の変更を行いました。

（ロ）その他の重要事項

2022年8月1日に、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社、ＳＢＩボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、及びＳＢＩ地方創生アセットマネジメント株式会社の３社は合併をいたしました。その際、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

また、合併後のＳＢＩアセットマネジメント株式会社は、2023年4月1日に、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併をいたしました。その際、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

（２） 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当事項はありません。

追加型証券投資信託
ＳＢＩ‐Ｍａｎ　リキッド・トレンド・ファンド
信託約款

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

ＳＢＩ－Ｍａｎ　リキッド・トレンド・ファンド

約款

運用の基本方針

信託約款第19 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、国内外の投資信託証券へ投資することにより、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

世界各国(新興国を含みます。)の株価指数、債券・金利、通貨、コモディティ等を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

① 本ファンドは主としてアイルランド籍投資法人「Man Funds XVI ICAV」のサブファンドである円建外国投資信託証券「Man AHL Trend Core－日本円クラス（ヘッジなし）」（以下「外国投資信託」ということがあります。）への投資を通じて、先進国および新興国の株価指数先物取引、債券投資、債券先物取引、金利先物取引、為替先渡取引およびコモディティ先物取引等を活用し、幅広い資産を実質的な主要投資対象とします。なお、国内の証券投資信託である「Shinsei ショートターム・マザー・ファンド」受益証券への投資も行います。

② 通常の状況においては外国投資信託の組入を中心とした運用を行いますが、組入比率には特に制限を設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとします。

③ 外国投資信託で保有する外貨建資産について、当該外国投資信託または本ファンドで為替ヘッジは行いません。なお、外国投資信託において、ヘッジ目的以外の為替取引を行うことがあります。

④ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

(3)運用制限

① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式への直接投資は行いません。

③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

④ デリバティブの直接利用は行いません。

⑤ 一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

年2回、（原則として1月と7月の各15日。休業日の場合は翌営業日。）として決算を行い、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

① 分配対象額の範囲

繰越分も含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用方針

収益分配にあてなかった留保益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託

ＳＢＩ‐Ｍａｎ　リキッド・トレンド・ファンド

約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1 条　この信託は、証券投資信託であり、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下、「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2 条　受託者は、信託法第 28 条第1 号に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1 条第1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた1 つの金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2 条第1 項にて準用する信託業法第29 条第2 項第1 号に規定する利害関係人をいいます。以下、次項、第18 条第1 項、第18 条第2 項および第23 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第3 条　委託者は、金1 兆円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第4 条　委託者は、受託者と合意のうえ、金1 兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5 条　この信託の期間は、信託契約締結日から 2034 年7 月 12 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第6 条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2 条第3 項第1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2 条第8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7 条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8 条　委託者は、第3 条の規定による受益権については1 兆口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9 条第1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第9条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（第22条に規定する借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を計算日現在における受益権総口数で除した金額をいいます。

③ 前項の場合において、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。）の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第21条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第12条　受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の取得申込単位および価額）

第13 条　委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第11 項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第 8 条第1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 円単位または1 口単位とする指定販売会社がそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）に従い契約（以下、「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得申込みに応じることができるものとします。

② 第1 項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（次項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の規定にかかわらず、受益者が、第36 条第2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第31 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 第1 項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める日あるいは翌営業日に該当する日の取得申込みの場合は、受益権の取得申込みに応じないものとします。ただし、第36 条第2 項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2 条第16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2 条第8 項第3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。

⑦ 前項により取得申込みの受付けが中止または取消しされた場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受け付けたものとし、第3 項の規定に準じて算出した価額とします。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第14 条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委

託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条　受益権の譲渡は、第14条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第16条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下、同じ。）
 イ 有価証券
 ロ 金銭債権
 ハ 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 為替手形

（運用の指図範囲等）

第17条　委託者は、信託金を、主として「Man AHL Trend Core－日本円クラス（ヘッジなし）」およびＳＢＩアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とする「Shinsei ショートターム・マザー・ファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

④ 一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(利害関係人等との取引等)

第18条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第22条および第26条から第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第22条および第26条から第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第20条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第21条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(公社債の借入れ)

第22条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
④ 第１項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）
第23条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22 条第1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③ 前2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）
第24条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28 条第1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および　外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）
第25条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第 26 条　委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約および信託財産に属する有価証券の売却等の指図をすることができます。

（再投資の指図）

第 27 条　委託者は、第 26 条の規定による一部解約代金および有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

（資金の借入れ）

第 28 条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第 29 条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 30 条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる利子等および償還金等ならびにその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 31 条　この信託の計算期間は、毎年 1 月 16 日から 7 月 15 日まで、7 月 16 日から翌年 1 月 15 日までとすることを原則とします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始される

ものとします。ただし、第1 計算期間は、信託契約締結日から2025 年1 月15 日までとし、最終計算期間の終了日は、第5 条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第32 条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37 条第3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37 条第2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38 条第1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査費用等）

第33 条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（第3 項に規定する費用を除きます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

③ 第1 項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出にかかる費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出にかかる費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用
6. この信託の受益者に対してする公告にかかる費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用

④ 委託者は、前2 項に定める監査報酬等および諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

⑤ 前項において監査報酬等および諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑥ 第4 項において監査報酬等および諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用等の額は、第31 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる費用等は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第34条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の38の率を乗じて得た金額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第35条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、第33条第3項に規定する諸費用、 監査費用、当該監査費用にかかる消費税に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、第33条第3項に規定する諸費用、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第36条　収益分配金は、毎計算期間終了後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として、取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第11 条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金（第39条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）

は、第39条第1項の一部解約請求受付日から起算して、原則として、7 営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 前項に規定する収益調整金は、所得税法施行令第27 条の規定によるものとし、各受益者の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する各受益者毎の信託時の受益権の価額等とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第37条　受益者が、収益分配金については第36 条第1 項に規定する支払開始日から5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第36 条第3 項に規定する支払開始日から10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第38条　受託者は、収益分配金については原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日までに、償還金については、第36 条第3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については、第36 条第4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託契約の一部解約）

第39条　受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③ 委託者は、第1 項の規定により、一部解約の実行の請求を受付けたときは、この信託契約の一部を解約するものとします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 第3 項の一部解約の価額は、原則として、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌々営業日の基準価額とします。

⑤ 第1項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求の受付日が別に定める日あるいは翌営業日のいずれかに該当する場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。また、前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑥ 前項の規定により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に

行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第40条　委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の純資産総額が10 億円を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2 週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3 分の2 以上に当たる多数をもって行います。

⑥ 第3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3 項から前項までに規定するこの信託契約の解約手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第45 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 43 条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第 44 条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 45 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第 45 条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあっては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 29 条の 2 に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第 46 条　この信託は、受益者が第 39 条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部

の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第47条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（信託期間の延長）

第48条　委託者は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（公告）

第49条　委託者が受益者に対して行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.sbiam.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

（運用状況に係る情報の提供）

第50条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第51条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第52条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2024年8月16日（信託契約締結日）

2025年4月1日（信託約款変更日）

2026年4月1日（信託約款変更日）

委 託 者 ＳＢＩアセットマネジメント株式会社
東京都港区六本木一丁目６番１号
代表取締役社長　梅本　賢一

受 託 者 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
取締役社長　長 島　　巌

【附表】

1．信託約款第13 条（受益権の取得申込単位および価額）および第39 条（信託契約の一部解約）に規定する「別に定める日」は、次のとおりとします。

・ロンドンの銀行の休業日
・ロンドンの証券取引所の休業日
・ダブリンの銀行の休業日
・ダブリンの証券取引所の休業日
・ニューヨークの銀行の休業日
・ニューヨークの証券取引所の休業日

親投資信託

Shinsei ショートターム・マザー・ファンド

信　託　約　款

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社

親投資信託

Shinsei ショートターム・マザー・ファンド

運 用 の 基 本 方 針

信託約款第 16 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定運用と流動性の確保を図ることを目的として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により安定した運用の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことにより流動性の確保を図ります。

② デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するために行うことができます。

③ 資金動向や市場動向等の事情により、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への直接投資は行いません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

② 外貨建て資産への投資は行いません。

③ 有価証券先物取引等は、約款第 17 条の範囲で行います。

④ スワップ取引は、約款第 18 条の範囲で行います。

⑤ 金利先渡取引は、約款第 19 条の範囲で行います。

⑥ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑦ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑧ デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑨ 一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託

Shinsei ショートターム・マザー・ファンド

約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、SBIアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成 18 年法律第 108 号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第 15 条第 1 項、第 2 項および第 22 条第 1 項、第 3 項において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的、金額および追加信託金の限度額)

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第1項および第2項、第39条第1項、第40条第1項ならびに第42条第2項の規定による信託の終了の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類および方法)

第4条 この信託に係る受益証券(第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条、第36条および第38条第2項および第44条において同じ。)の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするSBIアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については1,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の追加信託または信託契約の一部解約(以下「一部解約」といいます。)の処理を行なう前の信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第 21 条に規定す

る借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を追加信託または一部解約を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示したものとします。

③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、または記録します。

⑦ 委託者は、前項の規定による記載または記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載または記録をしたときにおいて、無効となります。

⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、第17条から第19条に掲げるものに限ります。)にかかる権利

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券、株主割当または社債権者割当等により取得した株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券
8. コマーシャル・ペーパー
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
14. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
15. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第７号および第９号の証券または証書のうち第７号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第６号までの証券および第９号の証券または証書のうち第１号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第 13 条 委託者は、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第 14 条 一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(利害関係人等との取引等)

第 15 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人、第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 11 条および第 12 条に掲げる資産への投資等ならびに第 17 条から第 21 条ならびに第 25 条および第 26 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第 11 条および第 12 条に掲げる資産への投資等ならびに第 17 条から第 21 条ならびに第 25 条および第 26 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第16条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（有価証券先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第17条　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するためにわが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するためにわが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するためにわが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

④　この信託約款において金融商品取引所とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。

（スワップ取引の運用指図・目的）

第18条　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するために異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑤　委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引の運用指図および範囲）

第19条　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するために金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

②　金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第3条に定める信託期間を超

えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額が、係る保有金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。)の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

⑤ 委託者は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関また金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れる

ことができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第29条 この信託の計算期間は、毎年4月21日から翌年4月20日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より2019年4月22日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことができない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務等の諸費用)

第31条 信託財産に関する租税、信託事務等の諸費用、受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費(当該諸経費に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を含みます。)」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 第1項の諸経費は、随時、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第32条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第33条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第34条 追加信託金または一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、一部解約にあっては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により、委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払時期)

第36条 委託者は、受託者から償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに、当該償還金を受益者

に支払います。

(信託の一部解約)

第37条 委託者は、受益者の請求があった場合には、この信託契約の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第38条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第42条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 43 条の規定にしたがい新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第43条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更すること、またはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は、本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合（ただし、受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定める併合を除きます。）と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第44条　この信託は、受益者が第 37 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益証券の公正な価格が当該受益者に一

部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 38 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第 45 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.sbiam.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

(運用状況に係る情報)

第 47 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に規定する事項に係る情報を提供しません。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

＜附則＞ 第 19 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　2018 年 7 月 27 日

東京都中央区日本橋室町二丁目 4 番 3 号
委託者　新生インベストメント・マネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
受託者　三菱 UFJ 信託銀行株式会社